

邦人救出 想定に穴

「自国の責任が原則」米軍は頼れず

集団的自衛権 読み解く

(1面参照)

実現には法改正などが必要になる。今の法制度では、危機が迫った段階で相手国の同意を得たうえで、できるだけ多くの日本人を避難させるのが現実的だ。

朝鮮半島の戦争なら韓国との同意を得る必要がある。

武貞秀士・拓殖大学院特任教授(北東アジア国際関係)は「今の冷えた日韓関係」は「今の冷えた日韓関係」は「今の冷えた日韓関係」と指摘する。

安倍政権が靖国参拝などで韓国との関係を悪化させ、改善が進まない現状が緊急時の対応に影響しかねない懸念する声も根強い。

関係で、韓国が自衛隊機の受け入れを承諾する可能性は極めて低いだろう。朝鮮半島の有事に絡む邦人救出を考えれば、同盟関係とまではいかなくても、日韓が良好な関係でいることが大前提となる」と指摘する。

「米軍の日本人救出」をめぐる安倍首相の説明と過去の日米交渉で示された基準

紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さんや、おじいさんやおばあさん、子どもたち。彼らが乗る米国の船をいま私たちは守ることができない

この議論は、国民の皆さま一人ひとりに関わる現実的な問題であります

(5月15日の記者会見)

自衛隊の艦艇や輸送機が直接、現地の日本人を救出

紛争地から避難する日本人を米艦が乗せる

1997～98年の日米交渉で米側が日本に伝えた「米軍による救出・保護作戦での国籍による優先順位」(当時の政府関係者の証言)

1. 米国籍を持つ人
2. 米国の永住許可証の所有者
3. 英国やカナダ国民ら
4. その他の外国人(日本人を含む)

防衛現場からも疑問

そもそも、集団的自衛権の行使を「日本人が乗る米艦を守る」といった例で正當化するのには無理がある。朝鮮半島で戦争が起きれば、米軍基地がある日本へ

の攻撃も同時に起き、今の憲法解釈で認めている個別の自衛権で対応できると考えられるからだ。

政府は5月末、与党協議に合わせた集団的自衛権の

行使が必要とする8事例を提示。うち六つは朝鮮半島有事への対応例で、いずれも①北朝鮮が韓国や米国への攻撃を開始②日本は直接攻撃を受けていない③自衛

現実に沿った議論を

道下徳成・政策研究大学院大教授(安全保障論)



みちした・なるしげ 48歳。防衛庁防衛研究所主任研究官、内閣官房職員などを歴任。防衛政策や朝鮮半島の安全保障問題が専門。

朝鮮半島の有事など日本周辺で起きる事態に対応するため、1997年に日米防衛協力のための指針(ガイドライン)が改定された。ところが北朝鮮は98年ごろから、日本のほぼ全域が射程に入る弾道ミサイル「ノドン」を配備しはじめた。

ガイドラインを決めた時、日本は北朝鮮から直接攻撃される可能性があると考えたからこそ、米軍への支援を約束した。しかし周辺事態法ができた99年には、日本も朝鮮半島有事に「巻き込まれる」状況になっていたというのだ。

北朝鮮はその後、核実験を重ね、小型化された核兵器を使う可能性さえ出てきた。

援という「点」を抜き出すような政府の想定に対し、疑問の声が上がる。

自衛隊は朝鮮半島で戦争が起きれば、①弾道ミサイルへの対応②米軍への支援③原爆など重要施設の防護やテロ対処など本土防衛④韓国からの日本人救出など輸送管理——について対応する部隊を一斉に動かすと想定。朝鮮半島と日本の周辺で起こる様々な事態を「一面」で捉え、一元的な対応が必要と考えるからだ。

実際、自衛隊は近年、北朝鮮が日本の米軍支援を妨害すると考え、日本に弾道ミサイルが発射されたり、日本沿岸に機雷がまかれたりする想定で訓練している。

防衛省関係者は「もし日

ま朝鮮半島で戦争が起きれば、日本は集団的自衛権が使えなくても、周辺事態法などに基づいて米国を支援する。韓国防衛への協力は事実上約束してしまっているわけで、日本が攻撃される可能性も高い。被害を受ければ、国民は「日米同盟とは戦争に巻き込まれる仕組みだったのか」と感じるだろう。

だから、ノドンが配備された時に議論をせず、今になって集団的自衛権によって戦争に巻き込まれるかどうかを議論することには違和感を感じている。政府や与党も極端なシナリオばかり出し、現実に沿った議論ができていない。

日本が集団的自衛権を行使するのなら、その本来の意義は、多国籍での安全保障協力だ。アジア全体での平時の抑止力強化につなげることにあらずだ。米軍への支援や有事のシナリオばかりが目まぐるが、多国籍で議論や情報交換を重ね、場合によっては軍事演習などにも参加することも考えるべきだ。

東西冷戦が終わって、世界の多極化が進むなかで日本の安全保障を考えるには、平時やグレーゾーン事態(準有事)が有事に進展しないよう、リスクを管理し、抑え込んでいくことが重要だ。集団的自衛権も、そうした視点からの議論が必要ではないか。

(聞き手・土居貴輝)

日米防衛協力のための指針(ガイドライン)と周辺事態法は、日米安全保障条約に基づいて自衛隊と米軍の役割分担を定めるため、冷戦下の1978年、旧ソ連の日本侵攻を想定してつくられた。冷戦終了後の97年に改定され、日本が直接攻撃される有事に加え、朝鮮半島の有事など、日本の平和と安全に影響を与える有事を「周辺事態」とする考え方を導入。周辺事態の際には、物資の輸送や補給など米軍への後方支援や、米軍に民間の空港・港湾を使用させることなど約40項目を盛り込んだ。これらの対米支援を行うために99年、周辺事態法などガイドライン関連法が成立した。

艦が公海上で米軍を支援して武力を使う——と想定した。公海上に限るのは、韓国領海での活動は韓国の了解が必要で難色を示される可能性があるが、日本の領海なら集団的自衛権を使う必要がないからだ。

しかし、日本の防衛を担う防衛省・自衛隊からは、そもそも公海上での米軍支